

# 練馬区立小・中学校における 特別支援教育充実の取組

(平成29年度～33年度)

平成29年7月

練馬区教育委員会

## 目 次

I. 取組の位置づけ	1
II. 練馬区の目指す特別支援教育	2
III. 現状と課題、および今後5年間を見据えた取組	4
①就学相談の改善	4
②校内体制の充実	7
③特別支援学級の設置	10
④特別支援教室の設置	14
⑤環境整備の充実	16
⑥教員の専門性の向上	20
⑦関係機関との連携強化	22
⑧障害理解の促進	24
IV. 参考（特別支援教育にかかる国の動向、都の動向）	26

## I 取組の位置づけ

平成 27 年 3 月、区は今後の区政運営の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。また、同年 6 月、ビジョンに基づく主要な 88 事業の年度別計画と事業費を明らかにしたアクションプラン（実施計画）を策定しました。

本書は、アクションプランに基づき、特別支援教育の充実のための新たな方針として検討を行い、平成 29 年度からの 5 年間の取組の具体策についてまとめたものです。

### 【みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン】

#### I 子どもの成長と子育ての総合的な支援

⇒ 計画 4 子どもたち一人ひとりに質の高い教育を

⇒ 5 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

⇒ ① **特別支援教育の充実**

この取組に基づいて特別支援教育の充実を図るとともに、その成果を検証し、5 年後の 33 年度を目途に平成 34 年度以降の 5 年間の取組をまとめ、特別支援教育の充実を継続的に推進していきます。

また、区では平成 28 年 2 月に、「みどりの風吹くまちビジョン」を踏まえ、「練馬区教育・子育て大綱」を策定しました。この大綱では障害のある子どもたちへの支援を重点施策として位置付けています。

### 【練馬区教育・子育て大綱】

#### 教育分野

⇒ 取組の視点 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

⇒ **重点施策 3 障害のある子どもたちへの支援**

## II 練馬区の目指す特別支援教育

「特別支援教育」とは、従来の「**特殊教育（※）**」の対象の障害だけでなく、**LD、ADHD、高機能自閉症等（※）**を含めた障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

（※）**特殊教育**とは…心身に障害があるため、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒のための教育。発達障害は対象となっていませんでした。平成 19 年から「特別支援教育」に改められました。

（※）**LD、ADHD、高機能自閉症等**とは…15 ページ、「発達障害とは…」を参照ください。

### 【特別支援教育の理念】

（平成 19 年 4 月 1 日付 19 文科初第 125 号「特別支援教育の推進について（通知）」より）

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

練馬区では、国や都の法改正・推進計画等の動向を踏まえた上で、練馬区における「特別支援教育」のあり方を検討するため、平成 17 年に「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」を設置しました。この検討委員会において、練馬区において特別支援教育を推進するにあたっての基本的な考え方（3つの視点）を次のように整理しました。

**【練馬区における特別支援教育充実の3つの視点】**

- ①小・中学校における通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒を含む障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進
- ②障害のある幼児・児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの継続的な支援・相談体制づくりの推進
- ③練馬区の特別支援教育について、理解啓発に向けた取組の推進

(平成18年3月14日 練馬区特別支援教育あり方検討委員会決定)

練馬区教育委員会は、国や都の動向や、特別支援教育を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、「みどりの風吹くまちビジョン」と「練馬区教育・子育て大綱」に基づいて、障害のある児童・生徒、発達に課題のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進していきます。

### Ⅲ 現状と課題、および今後5年間を見据えた取組

#### 【①就学相談の改善】

##### 現状と課題

- 児童・生徒一人ひとりの障害および発達状況に応じて、最もふさわしい就学先を決定するため、就学相談を実施しています。また、就学相談の前段として、年長児および小学校6年生の保護者に向けた、就学相談説明会を実施しています。説明会では、区の特別支援教育の内容と就学相談の流れについて説明しています。
- 就学相談では、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況などを踏まえた総合的な観点から児童・生徒の就学先を決定しています。就学相談の過程で、本人・保護者に対して十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し合意形成を図っています。
- 保護者や本人が安心して就学相談に臨み、就学先を決めるためには、実際の学校の様子を理解していただくことが大切です。そのために区立の小・中学校では学級見学会、学級体験、**学校公開**(※)等を開催しています。適切な就学を目指して、必要な情報の提供を行っています。
- また、就学相談では、乳幼児期など、早期から始まっている様々な支援の内容を就学期に円滑に引き継ぐために、**就学支援ファイル**(※)および**就学支援シート**(※)を活用し、早期からの一貫した教育支援の充実を図っています。

(※) **学校公開**とは…授業や学級活動、部活動など学校の様子を保護者や子ども自身に実際にご覧いただく機会を指します。練馬区では、区立中学校全34校の学校公開を行っています。

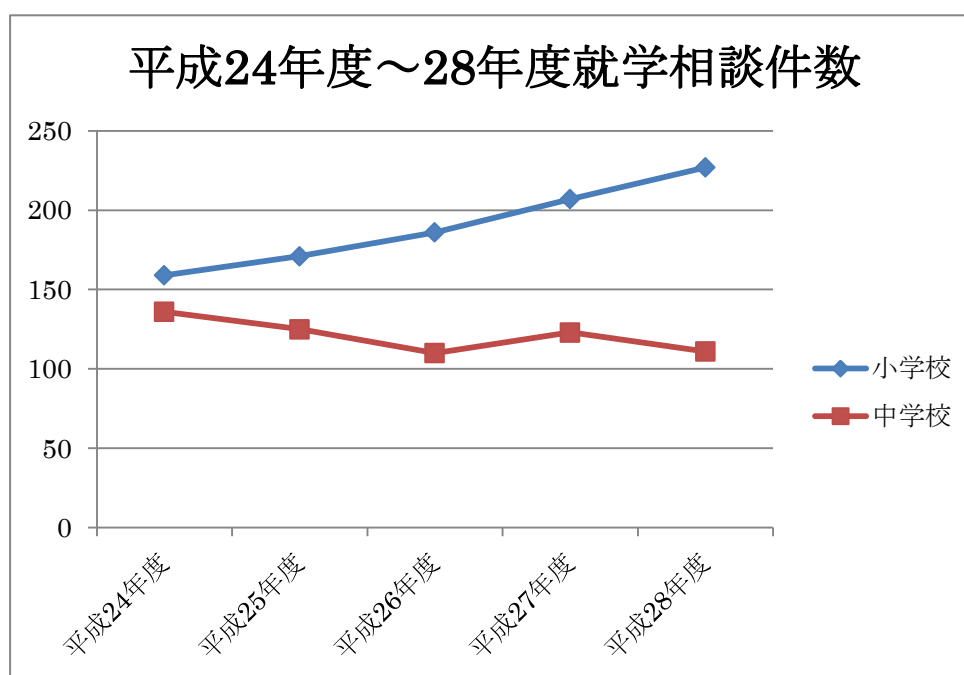
(※) **就学支援ファイル**とは…医師等各関係機関からの資料や現在の教育状況等について保護者が記入した書類などをまとめたファイルです。教育委員会が、一人ひとりの児童にとって望ましい就学先について検討するにあたって活用するものです。

(※) **就学支援シート**とは…小学校で児童が楽しく充実した学校生活を送るためには、幼稚園・保育園等から小学校への支援・指導の連続性を確保することが大切です。就学支援シートは、家庭や幼稚園・保育園等における児童の様子等を小学校に適切に引き継ぎ、その内容を入学後の支援・指導に活用することを目的とした書類です。

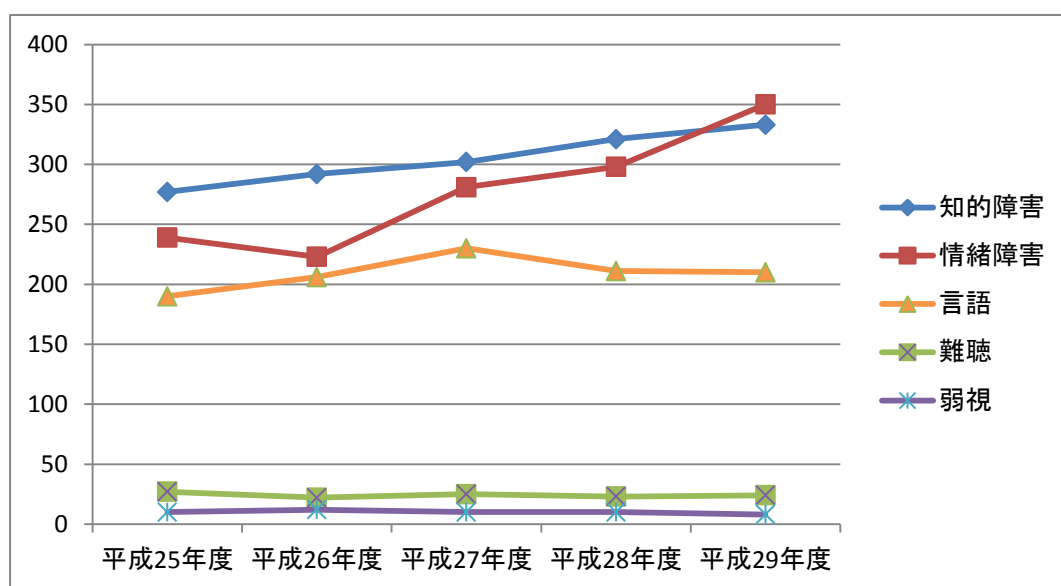
表 就学支援ファイルと就学支援シートの内容

<p>就学支援ファイル</p>	<p>○就学相談票（保護者が記入します）          ・現在の教育状況、就学を希望する学校、障害者手帳の有無、就学支援ファイルの学校送付の意思確認</p> <p>○面接票</p> <p>○行動記録票（児童・生徒の行動観察の記録をするものです。）</p> <p>○医師診察記録</p> <p>○就学相談資料（保護者の同意のもと、就学前機関に資料請求します。）</p>
<p>就学支援シート</p>	<p>○成長・発達の様子</p> <p>○指導で大切にしてきたこと</p> <p>○就学後も引き続き、教育支援が必要と思われる内容や配慮事項等</p> <p>※就学前機関と保護者が連携して作成します。</p>

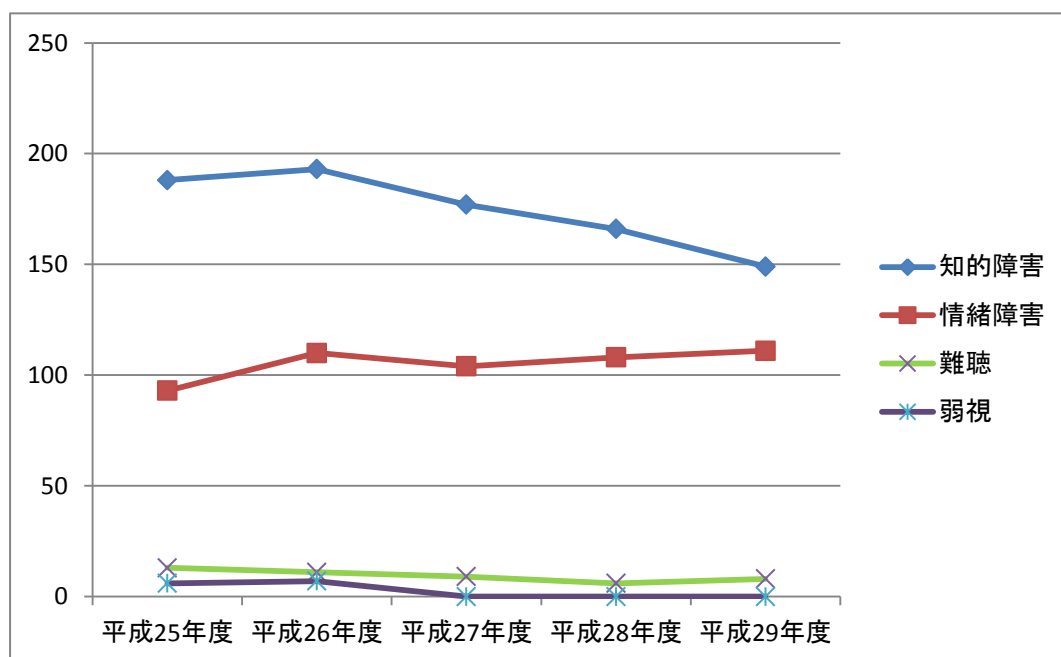
○ 以下のグラフ「平成24年度～28年度就学相談件数」、「小・中学校の特別支援学級における対象児童・生徒数の経年変化」にあるとおり、小・中学校を合わせた就学相談件数は年々増加傾向にあります。また、特別支援学級に在籍・通級している児童・生徒数については、特に情緒障害学級（特別支援教室）において増加傾向が見られます。このように、増加する相談ニーズに適切に対応していくために相談体制の改善が必要となっています。また、就学前施設である保育園や幼稚園での成長・発達の様子や就学前に関わった医療機関等から得られた情報を的確に小学校に伝達することが必要です。



【小学校の特別支援学級における対象児童数の経年変化】



【中学校の特別支援学級における対象生徒数の経年変化】



### 今後 5 年間を見据えた取組

- 平成 29 年度より、相談件数の増加に対応するため、中学校の就学相談スケジュールを 4 月開始に前倒して実施するなど、運営の効率化を図ります。
- 平成 29 年度より、幼稚園と小学校と中学校を所管する教育振興部と保育園と学童クラブを所管するこども家庭部が、ともに運営する「連携支援会議」を設置し、円滑な接続や医療機関等からの情報の共有に取り組みます（平成 29 年「練馬区立小・中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」）。



## 【②校内体制の充実】

### 現状と課題

- 特別支援学級の種別のうち、知的障害学級（11 ページ参照）以外は**通級指導学級（※）**です。通級指導学級で指導を受けている児童・生徒は、通常の学級で過ごす時間が多いことから、通常の学級と通級指導学級との連携が大切です。また、就学の時点では、特別な指導や支援が必要とまでは判断されなかったものの、入学後に困難さが明らかになる場合や、固定学級で学んでいた児童・生徒が顕著な発達や成長が見られたことで、通常の学級に転学することもあります。就学時に決定する「学びの場」は、固定したものではなく、発達の程度・適応の状況等を勘案しながら、弾力的に捉える必要があります。こうしたことから、すべての学校で様々な障害のある子どもたちを支える体制を整えることが必要です。
- 区では、すべての区立学校に**校内委員会（※）**を設置し、（1）個別の支援を取り入れた指導の実践・指導効果の検証・情報共有、（2）学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な児童・生徒の早期の気付きと実態把握、（3）本人・保護者との連携、といったことについて全教員共通の理解を図っています。
- また、各学校において**特別支援教育コーディネーター（※）**を指名し、校内の教員や、校外の専門家・関係機関との連絡調整に当たる仕組みを整備しています。さらに、学校生活上の安全の確保や移動等の介助や、学習活動上のサポートを行うため、通常の学級においても**学校生活支援員（※）**を配置しています。
- また、学校には、特別支援学級を担当する専門の指導教員や**スクールカウンセラー（SC）（※）**、**心のふれあい相談員（※）**、等が配置されており、校内委員会で必要な情報を共有し、各々の専門性を活かした支援計画を立案・実践し、児童の変容の過程を確認していくことで教育的効果を上げています。

（※）**通級指導学級**とは…在籍する通常の学級や学校から離れ、週1回程度特別な指導を受けるために通う学級です。

（※）**校内委員会**とは…LD(学習障害)等を含めたあらゆる障害のある子どもたちに対して、全校的な支援体制を整える為に設置している組織です。

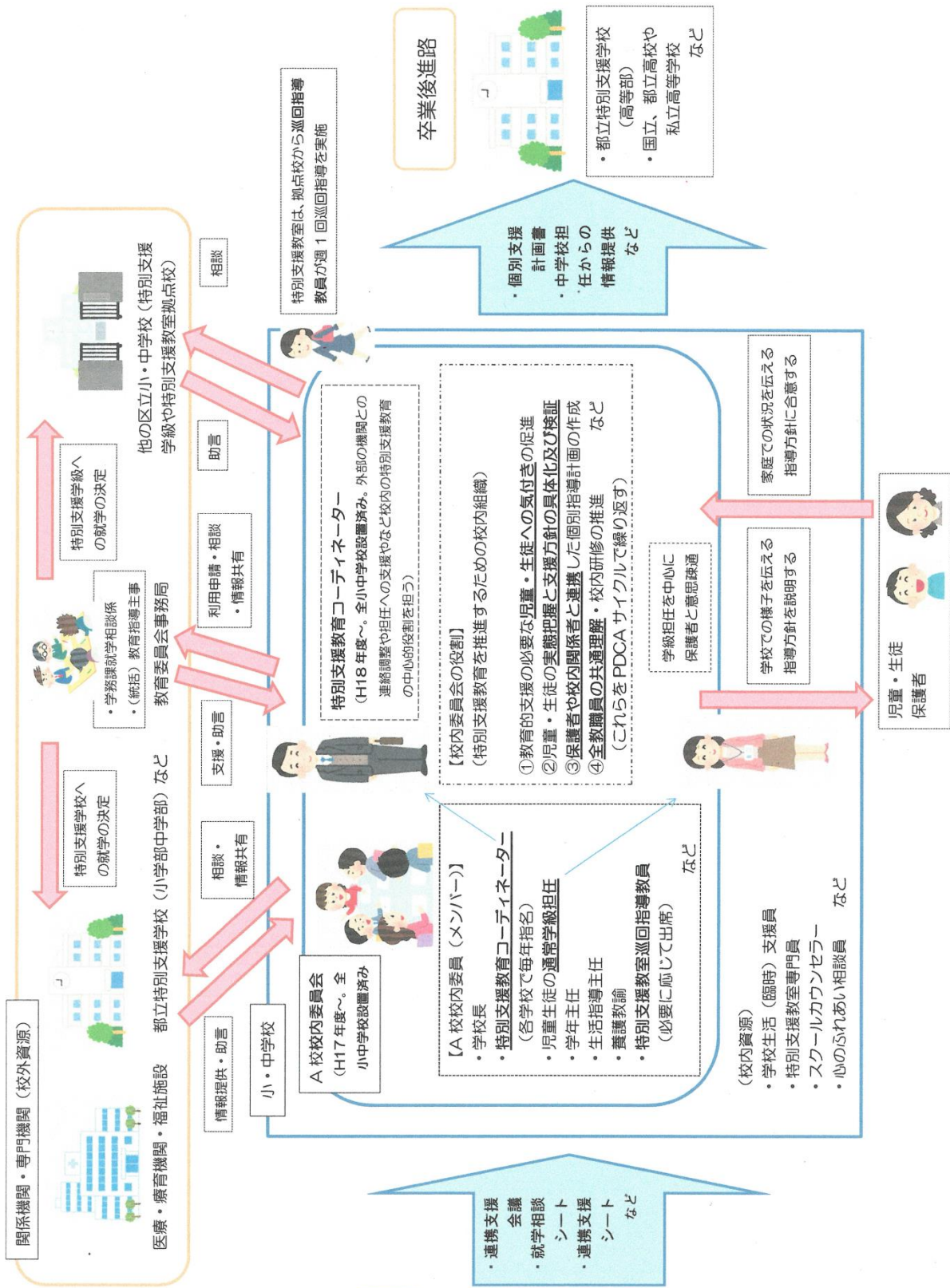
（※）**特別支援教育コーディネーター**とは…管理職から指名される職員で、校内における特別支援教育推進の中核的な役割を果たし、校内の関係者および校外の関係機関・専門家等との連携の円滑化を図る役割を担っています。

（※）**学校生活支援員**とは…通常の学級や特別支援学級に在籍している児童・生徒に対する、学習支援や日常生活上の介助などを行う職員です。

（※）**スクールカウンセラー（SC）**とは…児童・生徒へのカウンセリング、教員・保護者に対する指導・助言を行うとともに、児童・生徒へのカウンセリングに関する情報収集・提供、関係機関との連携を行うために区立小・中学校に配置されている職員です。

（※）**心のふれあい相談員**とは…区立小・中学校に配置されている、児童・生徒の悩みや不安などを和らげるため、児童・生徒からの相談を受け、話し相手となる職員です。

# 練馬区立小・中学校の校内委員会の役割



## 今後 5 年間を見据えた取組

- 図「練馬区立小・中学校の校内委員会の役割」(8 ページ)にあるとおり、特別支援学級の入級手続きに校内委員会を連動させることにより、すべての学校において、教育的支援を要する子どもの指導についての校内委員会の PDCA サイクル(※)をさらに強化します。
- 児童・生徒に一貫した指導を行えるよう、校内委員会は校内のさまざまな人材(中学校配置のスクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員、特別支援教室専門員など)を適切に活用するとともに、校外の専門機関(特別支援学校(※)など)との連携を図ります。
- 平成 29 年度より、都立特別支援学校の教員による区立小中学校の定期巡回相談を実施するなど、校内委員会と校外の専門機関との連携を強化します。

(※) PDCA サイクルとは…Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法を指します。

(※) 特別支援学校とは…特別支援学校とは、心身に障害のある児童・生徒が通う学校で、幼稚部・小学部・中学部・高等部があります。基本的には幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じた教育を行っていますが、それに加えて障害のある児童・生徒の自立を促すために必要な教育を受けることができるのが大きな特色です。

### 【③特別支援学級の設置】

#### 現状と課題

- 練馬区ではこれまで長期計画に基づいて、計画的に特別支援学級を設置してきました。学級種別は知的障害学級・情緒障害等通級指導学級（特別支援教室）・難聴学級・言語障害学級・弱視学級の5種、合計102学級に1,193人(平成29年5月1日現在)が在籍しています。
- 知的障害学級は固定級(特別な支援を必要とする児童・生徒が籍を移して指導を受ける学級)で、情緒、難聴、弱視、言語は通級指導学級(通常の学級に籍を置きながら、週1回指導を受ける学級)です。
- 特別支援学級で行われる指導には、集団学習や習熟度別学習(※)、個別指導や自立活動といった多様な指導があります。地域の一員として、将来の社会的自立に向けた教育目標を掲げ、各学級では特色ある指導を行っています。

(※) 習熟度別学習とは…各教科等の授業において、例えば、1つの学級を習熟度別に2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けて少人数で授業を行う授業形態・方法です。児童・生徒一人ひとりに対してきめの細かい指導を行うことが可能となり、そのことによって指導の効果を高めることをねらいとして実施するものです。

- 特別な支援を必要とする児童・生徒の状況に応じて、特別支援学級の設置や教室環境の整備に取り組む必要があります。
- 知的障害学級では、鉄道等公共交通機関の利用しやすい場所にある設置校に児童・生徒の偏在が生じています。
- 言語障害学級は、小学校4校に設置された言語障害学級に通級する児童が200名を超えており、それぞれの児童のニーズに応じたきめ細やかな指導時間・場所の確保が困難となってきています。
- 難聴学級や弱視学級の指導においては、残存能力の維持・向上が欠かせません。指導効果の一層の向上をめざし、教育環境や設備の充実に努める必要があります。
- 練馬区に設置されていない特別支援学級としては、自閉症・情緒障害特別支援学級や肢体不自由特別支援学級があります。自閉症・情緒障害特別支援学級については、平成28年度より指導を開始した特別支援教室での指導効果を検証しながら検討を進める必要があります。
- また、肢体不自由の特別支援学級については、教育委員会では原則として肢体不自由以外の課題がないのであれば、通常の学級で学ぶことが望ましいと考えており、校舎の改修等で対応しています。また、これまでも障害の程度に応じ、肢体不自由部門の都立特別支援学校と連携しながら、望ましい就学先について相談を行ってきました。引き続き、どのような在り方が望ましいか検討を行う必要があります。



練馬区立小・中学校特別支援学級 設置校数・学級数・児童生徒数

(29年5月1日現在)

	小学校（在籍児童数）	中学校（在籍生徒数）	合計（人数）
知的障害学級	16校49学級（333人）	8校23学級（149人）	72学級（482人）
情緒障害学級	※（350人）	4校13学級（111人）	13学級（461人）
難聴学級	2校2学級（24人）	1校1校（8人）	3学級（32人）
弱視学級	1校1学級（8人）	※休級	1学級（8人）
言語学級	4校13学級（210人）	—————	13学級（210人）
	65学級（925人）	37学級（268人）	102学級（1,193人）

※小学校情緒障害等通級指導学級は特別支援教室へ制度移行中

※中学校弱視学級は、対象となる生徒が入級となった場合に再開設となります。

**知的障害学級**…知的な発達の遅れが比較的軽度の児童・生徒のために設置された学級です。健全な身体づくり、基本的な生活習慣の確立、社会生活に必要な言語・数量などの基礎的な知識・技能・態度を身につけることなどを重視しています。

**情緒障害等通級指導学級・特別支援教室**…発達障害などにより、通常の学級での学習におおむね参加できるものの、対人関係、行動上の問題の改善のための個別の指導や教科の指導の補充などを必要としている児童・生徒を対象にして、週1回の指導を行っています。

**難聴学級**…聴覚障害の程度が比較的軽度の児童・生徒が通常の学級で生活し学習していくことを支援するために設置している学級です。残存聴力の活用を図る指導、正しい発音・発語の状態、言語の習得状況などについて諸検査を実施し、専門的な判断に基づき、個別の指導をしています。

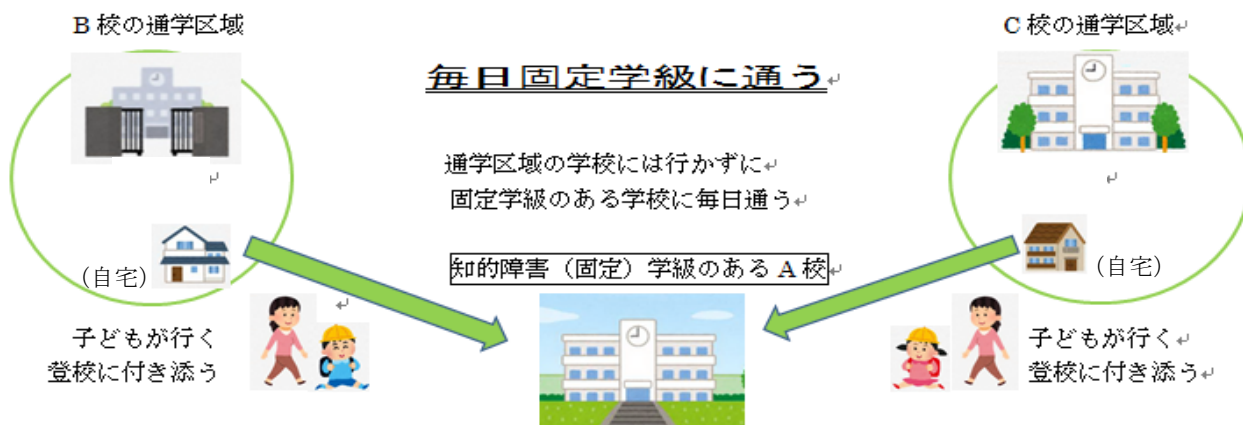
**弱視学級**…矯正視力がおおそ0.1以上0.3未満の児童・生徒の学習を支援するために設置している学級です。自分の視力を十分活用して、効果的な学習が行えるよう照明や書見台などに工夫を加えて、見やすい条件を整えています。また、上手な見かたを育てるために、各種の拡大レンズや教材拡大映像装置などの活用を図っています。

**言語障害学級**…言語障害学級は、構音障害、発声障害、吃音、ことばの遅れなどの言語障害のある児童・生徒の学習を支援するために設置しています。教員と児童・生徒との1対1の指導を中心に、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行っています。

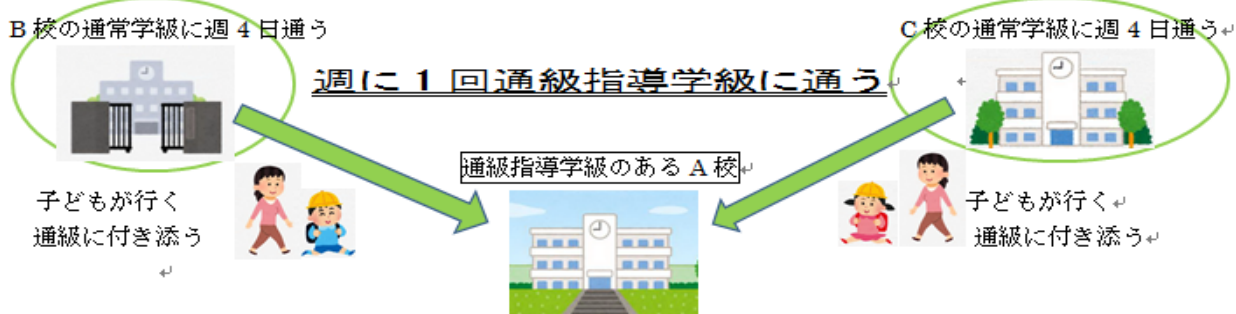


## 練馬区が実施する特別支援学級の3つの運営形態

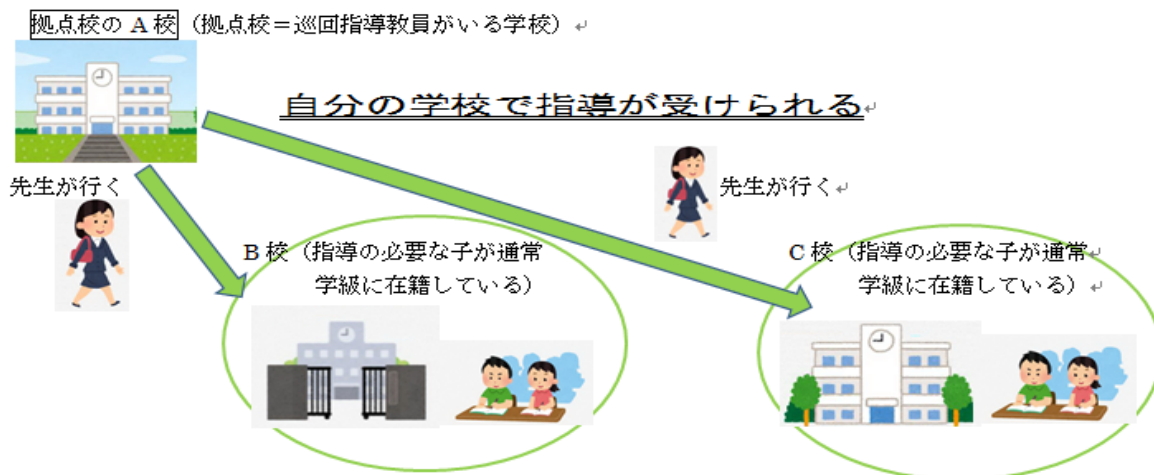
### 【固定学級（小中学校の知的障害学級）】



### 【通級指導学級（小学校言語・中学校情緒障害・難聴・弱視）】



### 【特別支援教室（小学校の情緒障害等）】



### 今後5年間を見据えた取組

- 区立小・中学校の約4割が築50年以上経過しています。今後策定する学校改築計画に合わせて、必要となる特別支援学級の設置を検討し計画します。
- 知的障害学級については、小学校・中学校とも、登下校の利便性や安全性確保を行うため、需要数や地域的な均衡を図りながら、知的障害学級の設置を計画します。
- 小学校の言語障害学級については、子どもたちの通級の利便性を考慮し、関町・大泉地域の拠点として、新たな学級の新設を検討します。また、現在の対象児童の増加に対応するため、新設までの間、平成30年度を目途に関町・大泉地域の小学校における暫定開設を目指します。



## 【④特別支援教室の設置】

### 現状と課題

- 東京都が平成 26 年 8 月に実施した調査の結果によれば、通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、発達障害等の可能性のある児童・生徒の在籍率は小学校で 6.1%、中学校で 5.0%と推定されることがわかりました。東京都は情緒障害等通級指導学級への保護者の送迎の負担や通級時に児童・生徒本人が在籍校の授業を受けられなくなることへの不安等を軽減し、教育的支援を充実させるために、在籍校に特別の指導用の教室を設置し、“子どもが通って指導を受ける”方式から、“教員が在籍校へ出向いて指導する”方式(特別支援教室)に制度を改めることとしました。東京都教育委員会は、平成 30 年度までに都内全公立小学校に特別支援教室の開設を完了する計画としています。
- 練馬区は、都の計画に基づいて、全ての区立小・中学校に特別支援教室を設置する考えです。発達障害教育を担当する教員が各校の特別支援教室を巡回して指導することにより、通級指導学級で行ってきた特別な指導(個別指導と小集団を活用した指導による**教科の補充指導と自立活動**(※))を児童・生徒が在籍校で受けられるようにします。このことにより、これまでより多くの発達障害の児童・生徒が特別な指導を受けられるようになります。また、巡回指導を担当する教員(以下巡回指導教員という。)と在籍学級担任との連携が密になることにより、児童・生徒一人ひとりが抱える学習面・行動面での困難をより効果的に改善・克服することができ、学力や集団適応能力が伸長されます。
- さらに、特別支援教室の導入により、発達障害の児童・生徒に対する周囲の理解が進むことや、巡回指導教員が在籍学級担任に対して助言等を行うことにより、在籍学級における学級運営の安定化が期待されます。
- 練馬区では平成 28 年度に 4 グループ 16 校で指導を開始しました。これと同時に特別支援教室への入級の手続きも、校内委員会で支援計画を立案し、学校から申請する方式に見直しました。平成 29 年度は 11 グループ 43 校に設置を拡大しています。
- 今後は、制度移行の経過を検証・反映させながら、平成 30 年度までに全小学校に、平成 33 年度までを目途に全中学校に特別支援教室の開設を着実に実施する必要があります。

(※) **教科の補充指導**とは…個々の特性を踏まえながら、つまずきの状態に応じて、各教科の内容を補充するための特別の指導を指します。例えば、発達障害のある児童・生徒の中には、身体の動きにぎこちなさがあったり手先が不器用であったりする場合があるため、運動機能等に関する指導が考えられます。

(※) **自立活動**とは…「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の 6 つの区分 26 項目の指導内容の中から、一人ひとりの児童・生徒の障害の状態に応じて、個別指導計画を作成して指導するものです。少人数によるグループ指導も実践します。



## 今後5年間を見据えた取組

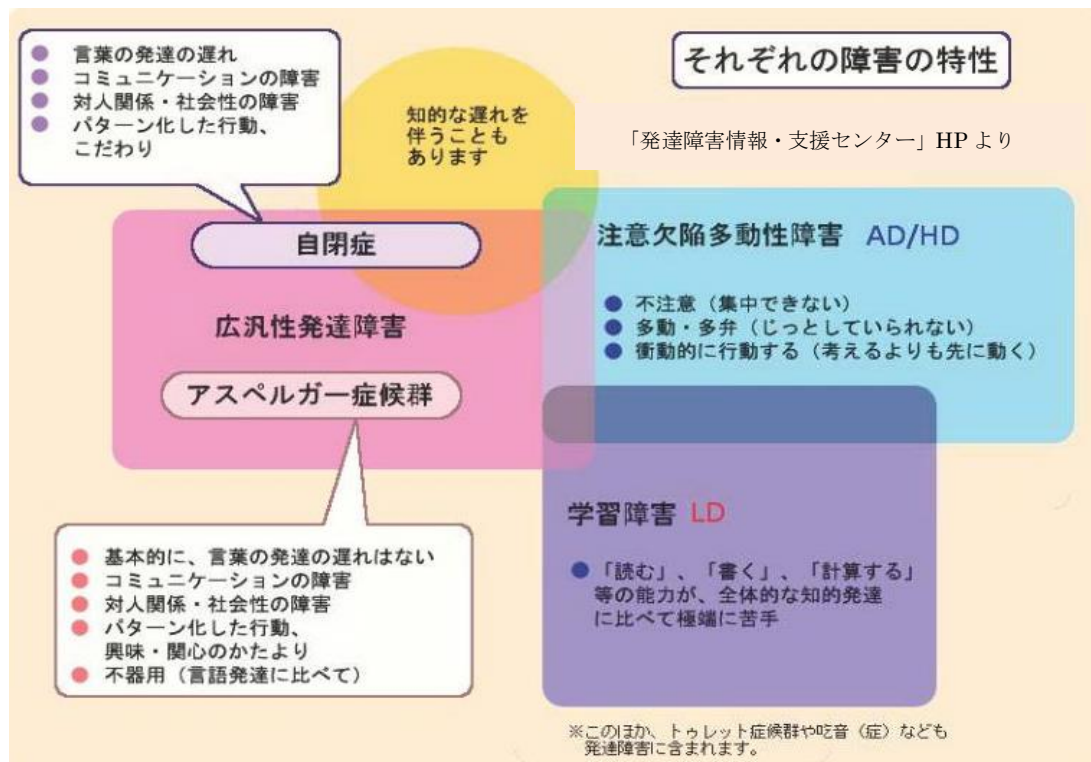
- 小学校の特別支援教室については、28年度29年度開設校のグループ連絡会を開催し制度移行の検証を行うとともに、30年度開設校の準備会を開催し、検証の内容を反映させていきます。
- 中学校の特別支援教室については、小学校の特別支援教室の設置完了に続き、平成31年度からの開設に向けて、内部の検討会で準備を進めます。

### 特別支援教室の開設計画

	編成	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
小学校 (65校)	4グループ 16校	設置済み	→			
	7グループ 27校	指導開始	→			
	6グループ 22校	開設準備	指導開始	→		
中学校 (34校)	4グループ 34校	検討と立案	開設準備	指導開始	→ 33年度までに整備終了	

**発達障害とは…**発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（同法第二条）と定義されています。

障害ごとの特徴が少しずつ重なり合う場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは難しいです。また、年齢や環境により目立つ症状が異なり、診断時期により診断名が異なることもあります。発達障害は、発達のしかたに生まれつき偏りがある障害です。「障害だから治らない」という先入観は、子どもの成長の可能性を狭めます。児童・生徒が自身の力を十分に発揮し、自立と社会参加を実現するため、困難さを軽減する教育が重要です。



## 【⑤環境整備の充実】

### 現状と課題

#### (ユニバーサルデザイン)

- 障害の有る無しに関わらず、校内を自由に行き来することができ、共に学び合う環境を整えることは、学校生活を充実させることにつながります。また、共に社会を築く仲間として、相互理解を深める上でとても大切です。
- 現在も、特別支援学級への就学や入級に関する支援だけでなく、通常の学級への入学に際しても、可能な範囲での施設面の改善や日常生活、医療的に必要な配慮等について、保護者・学校・教育委員会の三者で情報共有し、合意形成を図っています。今後計画される学校改築計画においては、ユニバーサルデザイン（※）の視点から施設整備の在り方を検討する必要があります。
- 学校を利用するのは子どもたちだけでなく、保護者や地域の高齢者の方などもいらっしゃいます。障害の有る無しに関わらず、子どもたちや施設を利用される全ての方を対象に、わかりやすく安全な施設であることが重要です。
- 平成 28 年度には椅子式階段昇降機（※）の代わりに、介護の現場で取り入れられている車椅子を直接装着する可搬型階段昇降機（※）の導入を行いました。日頃から福祉機器に関する情報を十分に収集し、利用可能な代替案を積極的に取り入れていきます。

（※）ユニバーサルデザインとは…性別や年齢の差違や文化や言語の違いを越えて、誰にでも利用しやすいデザインのことです。

#### ユニバーサルデザインの一例

デザイン	利 点
教室の壁の色を塗り分ける 見やすい位置にはっきりしたサインを表示する	自分の位置を認知・把握しやすい 目的の教室や設備に速やかに辿り着ける
FM 補聴システムの導入や残響の少ない教室の設計 文字情報を提示する電光掲示板や時計 代わりに回転灯の設置	人工内耳や補聴器を利用していても、授業や面談、緊急速報等必要な情報を聞き取りやすい 聴覚より視覚が有意な場合、教員が指示を出しやすい
滑りにくい手すりの設置 高低差のある二段の手すりの設置	障害に応じて安全に利用できる 体格に応じて利用できる 視覚に困難がある場合、手すりを設置することが有効な誘導サインになる



(※) 階段昇降機とは…歩行に障害があり、階段の昇り降りが困難な人や、階段の昇り降り  
で心臓に負担がかかる人などが、安全に昇り降りするための機械です。写真(左)が「椅子  
式階段昇降機」と呼ばれるもので、階段に昇降機が走行するためのガイドレールを設置し、  
それに沿って駆動します。写真(右)が「可搬型階段昇降機」と呼ばれるもので、椅子の下  
部に走行装置が設置され、後方から、オペレーターが操作をしながら昇り降りします。

#### (学校 ICT の導入)

- 授業における一斉指導において、拡大投影機や電子黒板を用いて音楽や映像を取り入れるこ  
とは、子どもたちが集中しやすいだけでなく、視覚や聴覚の処理に偏りのある発達障害のある子  
どもへの効果的な指導方法の一つと言えます。
- また個々の特性や能力に応じた漢字学習用のソフトや絵本の読み上げソフト等様々な障害に  
対応したソフトも多数開発されており、より実践的な活用方法の研究も全国的に行われています。  
子どもたち一人ひとりに質の高い教育を提供するため、練馬区では学校に導入する ICT 機器の計  
画的な配備について検討を進めています。

#### 特別支援教育における ICT の活用事例

活用事例	できること
写真や絵などの画像を使用する	具体的に見ることで、理解が深まり、集中して作 業に取り組める
ペン入力の可能な機器を活用する	書き順の記録を取ったり、トレーニング効果を自 己評価することができる
電子黒板を利用する	その場で必要な情報を分かりやすい形で示すこ とができる、スケジュールなどを視覚化し、見通 しを持たせることができる

- 練馬区では平成 28 年度より小学校弱視学級・中学校知的障害学級各 1 校で、タブレット端末  
を試行として導入しています。
- 小学校弱視学級では、教員が板書した黒板をタブレット端末のカメラ機能で撮影し、その画  
面を見ながらノートに書き写すという活用や、漢字の書き順を確認しながら文字をなぞるアプリ  
の利用、肉眼を近づけることに危険の伴う理科の実験において、カメラ機能で写しながら拡大し

て観察するなど、様々な科目で有効に活用されています。

- 中学校知的障害学級では、国語の詩に出てくる名詞の写真をタブレット端末で即時に提示したり、金銭や数量の学習においてアプリを活用し、視覚的情報で数的概念の理解を一層深められるような使い方をしています。
- また、ICT 機器のもつ可能性には、身体的障害による物理的な困難を補完するためのツールとしての一面もあります。例えばタブレット端末を利用することで、下の表に例示したように障害のある子どもたちが自分自身でできることが大きく広がります。

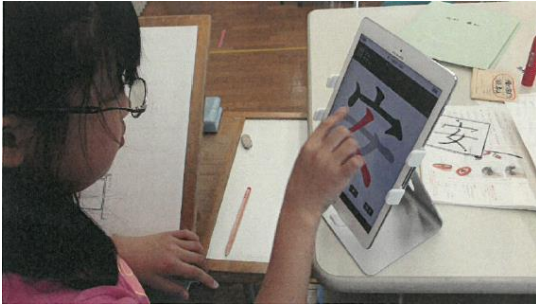
### タブレット端末の導入で可能となる事例

障 害	できること
手の使用に困難があり、筆記具を持つことや本のページをめくることが難しい	教員が事前に準備した板書のデータを取り込むことでノートの代わりになる 画面にタッチすることで電子教科書や電子辞書を利用することができる
字を書くことに困難がある	キーボードを利用することで、テストに回答することができる
聴覚に困難がある はっきり発音することが難しい	絵や文字、キーボードを利用して、意思を伝えることができる
視覚に困難がある(視野の狭窄や視界が一部か けている)	電子教科書や画像を、自分の見やすい位置や大きさに拡大・縮小、調整ができる

### 今後 5 年間を見据えた取組

- 肢体不自由のある児童・生徒の入学に合わせた施設や設備の改修や、今後の学校改築計画の中で、学校のユニバーサルデザイン化を進めます。
- 特別支援学級に試行導入している ICT 機器利活用の検証を平成 29 年度～30 年度に行い、事業拡大を図ります。

## 【モデル校における ICT 活用の一例】



タブレット端末を活用しながら、新出漢字の書き順を確認しています。児童が興味関心を持って練習を続けることができます。



タブレット端末のカメラ機能を活用し、飼育植物の継続観察の資料を作っている様子です。従来の機器と比べ、より詳細で分かりやすい資料の作成ができるようになりました。



## 【⑥教員の専門性の向上】

### 現状と課題

- 教育委員会では、教員の専門性および資質の向上を図るため、次のような研修を実施しています（平成 28 年度）。

研 修	回 数
特別支援教育研修会	2
特別支援教育コーディネーター研修会	4
生活指導担当者研修会	11
特別支援学級教員研修会	知的学級 1 情緒学級 2
学校教育相談研修会 (学校教育支援センター主催)	初級 1 2 中級・スキルアップ 30
学校生活支援員研修会	2

- 特別支援教育についての必要な知識の習得と、実践指導力の育成を図ることをねらいとして、「障害のある子どもへの理解と支援」や「個別指導計画（※）に基づいた支援の在り方」など多岐にわたる内容について講話・演習を行っています。
- 特別な配慮を要する児童・生徒に対して、一人ひとりの障害の状況に応じた教育を提供していくためには、学術研究の最新の成果を踏まえながら、研修の内容の見直しを行うことで、教員の専門性および資質の向上を図ることが必要です。
- 具体的には特別支援教育に対する基本的な理解をはじめ、各障害に対する基本的な知識や理解、障害に配慮した指導方法の理解や実践などが求められています。さらに、特別支援教育コーディネーターや中核的な役割を担う教員には、保護者からの教育相談に適切に対応する能力や関係機関についての専門的な知識・理解、校内外における連絡調整の能力等、より高い専門性が求められています。
- また、平成 26 年 2 月に策定された「知的障害学級における小中一貫教育推進方策」に基づいて、知的障害学級においては、通常の学級と同様に、義務教育 9 年間の一貫した支援体制を実践しています。これは、小学生が中学校生活を理解すること、それぞれの小・中学校の教員が互いに児童・生徒を理解すること、**小中一貫教育（※）**の考えを踏まえた指導の工夫や改善を図ることを目的としています。
- 平成 27 年度からは、平成 29 年度までの 3 年間、知的障害学級における小中一貫教育に関する研究グループ（小学校 1 校・中学校 1 校の組み合わせ）を指定し、**段階表（※）**の活用についての実践および検証を行ってきました。これまでの成果や課題を基に、今後さらに、連続性と計画性のある児童・生徒の教育活動を進めていく必要があります。



小・中学校の知的障害学級の先生方が集まって授業を参観し、児童・生徒の様子や教科指導方法における小中一貫教育の進め方などについて情報交換や意見交換を行っています。

## 今後 5 年間を見据えた取組

- 教育委員会が実施する研修について、毎年度末に評価と見直しを実施し、対象児童数の増えている発達障害に関する内容を強化するなど、さらなる充実に努め、教員の資質・能力の向上を図っていきます。
- また、教員ひとり一人の資質・能力の向上を図ると同時に、担当の教員が配慮を要する児童・生徒の対応について一人で抱え込むことのないように、他の教員の経験やノウハウ、専門性といった多角的な視点から校内で課題を共有し、学校全体で支える校内体制を同時に構築します。(⇒【②校内体制の充実】)
- 通級指導学級に通っている特別な支援を要する児童・生徒の第一義的な指導の責任は学級担任が担っています。校内委員会の PDCA サイクルを十分に機能させることによって、特別支援学校の教員との連携や特別支援教室の巡回指導教員との連携を密にし、スキルや知識の伝承・共有をさらに進め、専門性を向上します。
- 平成 29 年度からは、知的障害学級における段階表検討委員会において、段階表活用についての成果や課題を基に、既存の段階表の見直しおよび改訂を行い、児童・生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるとともに、9 年間の連続した学びの実現を図ります。

(※) **個別指導計画**とは…障害のある児童・生徒一人ひとりに作成する、各教科等の目標や内容、配慮事項などを具体的に明記した計画です。「個別の指導計画」を作成することで、教員間の共通理解に基づいた実践、指導や支援の客観的な評価と改善につなげていきます。

(※) **小中一貫教育**とは…練馬区では、義務教育 9 年間を見通した教育課程のもとで実施する教育活動を小中一貫教育としています。平成 23 年 4 月に、小中一貫教育校大泉桜学園を開校するとともに、10 組の小・中学校を研究グループに指定して、小中一貫教育の研究と実践を本格的に始めました。平成 29 年 4 月からは、中学校 1 校+小学校 1~3 校を単位として、すべての小・中学校が小中一貫教育実践校となり、小中一貫教育に取り組んでいます。

(※) **段階表**とは…児童・生徒一人ひとりの学習状況を把握し、それぞれの状況に応じて義務教育 9 年間の一貫した指導を行うために学習の内容を表に配列したものです。現在は、国語、算数・数学、体育・保健体育の 3 教科について、段階表を活用しています。

## 【⑦関係機関との連携強化】

### 現状と課題

- 区内に設置された都立特別支援学校だけが、専門機関ではありません。保育や福祉、保健といった区の行政機関も各々専門的な知識や技術を持っています。区の内外の専門機関と、子どもたちとその保護者が希望を持って将来の自立と社会参加を目指せるよう、連携を図っています。
- 練馬区内を通学区とする都立特別支援学校は、知的障害部門 2 校および肢体不自由部門 2 校、合計 2 校あります。それらの特別支援学校には地域ごとに、その専門性をもって地域の特別支援教育の推進を担うセンター校が指定されています。障害特性に関する基礎的な知識や必要な配慮、手先や**感覚統合**（※）について機能向上を図るための工夫等について、地域の小・中学校はセンター校を通じて各部門の特別支援学校から助言を得ています。
- 特別な配慮が必要な子どもたちの適切な就学と支援のためには、就学前における支援と就学後の支援に関連性・継続性を持たせる必要があります。その具体的な内容は、医療的な配慮や個別の教育的配慮などがあります。
- 練馬区ではこれまでも特別支援学級への就学を検討する際の就学支援や、保護者と学校が必要な配慮について情報を共有するための就学支援シートを、幼稚園や保育園を通じて保護者に配布し、活用してきました。
- 一方で、保護者は区の各所管や受入れ施設ごとに、子どもの状況や求めている教育環境などについて説明をする必要があり、負担となっています。また、それぞれの組織が、子どもの情報をどの程度保有しているのか互いに把握できない状況にあることも課題です。
- 今後は、教育委員会として連携を強化し、一体的な運営体制を築き、子どもと保護者への支援を進める必要があります。

（※）**感覚統合**とは…人は、話を聴いたり、計算をしたり、友達と遊んだりするときには、いろいろな感覚情報を脳が無意識に処理しています。感覚には、五感（触覚・視覚・聴覚・味覚・嗅覚）のほか、固有感覚(身体の動きや手足の状態の感覚)、前庭感覚(身体の傾きやスピードの感覚)合わせて7つの感覚があります。これらの感覚を、分類したり統合(まとめること)したりする脳の働きを感覚統合といいます。

これが十分に備わることで、状況や場面に応じた注意の向け方や感覚調整が可能となり、自身の身体に合わせた動きができる、周囲の状況の把握とそれを踏まえた行動ができるようになります。



## 今後5年間を見据えた取組

- 一人ひとりの教育的ニーズに合った指導を行うため、都立特別支援学校等との一層の連携を進めます。平成29年度より都立特別支援学校の教員による定期的な学校巡回相談を実施します。また、子どもたちのキャリアデザインの観点から、これからは都立特別支援学校高等部との連携も視野に入れ、キャリア教育に関する情報の共有と発信に取り組みます。
- さらに、「練馬区立小・中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針（平成29年3月）」に基づき、教育・保育・福祉・保健などの関係機関が連携を強化し、障害や家庭状況等必要な情報を共有しながら、年齢による切れ目のない支援が可能になるような取組を進めます。
- 平成29年度より、教育委員会が中心となり福祉・保健など区の各部門の職員からなる「連携支援会議」を新設します。この「連携支援会議」では、保護者の同意を得て、子どもの医学的な所見や支援手段の確認といった情報共有を行い、就学前から学齢期へ切れ目のない支援体制を確立します。また、必要に応じて特別支援学校など外部機関との情報連携も行います。
- また、連携支援会議で共有された情報の会議記録として「連携支援シート」を新たに作成・活用し、子どもの発達を総合的に支援していきます。

## 【⑧障害理解の促進】

### 現状と課題

#### (知的障害学級と通常の学級間で行われる交流学習)

- 知的障害学級の設置校全校において、通常の学級との校内での交流学習を行っています。給食を一緒に食べる、運動会で通常の学級の子どもたちと一緒に競技に参加するといった学級間の相互交流にとどまらず、その能力に応じて、通常の学級で一緒に学び、得意な分野の伸長を図るといった積極的な交流学習を充実しています。

#### (都立特別支援学校と区立小・中学校間の副籍交流)

- 東京都では都立特別支援学校に在籍する子どもたちが、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、学校行事や地域行事、学習活動への参加（直接交流）や学校便りや学級だよりの交換（間接交流）を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図るための副籍制度を実施しています。
- 小さい頃から一緒に活動し、街で声をかけあえる友達がいるということは、共生社会の実現のための大きな礎になります。従来は希望者のみの交流となっていましたが、平成27年度より特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が原則として副籍交流を行うよう制度が改正されました。区ではこれまでも特別支援学校に在籍する子どもたちとその保護者の意向を尊重しながら、交流を進めてきました。

#### (保護者に対する啓発)

- 特別支援教育の推進には、保護者の方々の理解が必要です。子どもたちが障害を正しく理解するため、保護者の方々が、なぜ特定の子どもたちだけが特別な指導を受ける必要があるのかを理解し、学校と同じ視点で保護者の方が子どもたちに説明していただくことが重要です。
- 区では、特別支援教室開設にあたってリーフレットを配布するなど、特別支援学級における学習内容についての説明や障害のある子どもの学校教育についての理解を図っています。また、学級見学会や学校公開において、障害のある子どもにどのような学習内容を設定し、どのような方法で教育を行うのか、子どもの成長・発達の見通しなどについての情報提供と、特別支援教育への理解啓発につなげています。
- 現在、特別支援教室の導入にともない、校内で特別な指導を受けることが多くなることから、児童生徒や保護者に対する発達障害等の理解・啓発がますます必要になっています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた、障害理解についての取組を推進する必要があります。

### 今後5年間を見据えた取組

- 都立特別支援学校に在籍する子どもたちが、一人でも多く直接交流に参加できるように、段差解消など受入れに必要な学校施設の改修を図ります。
- これまでも各学校において障害理解教育を推進してきました。具体的には、特別支援学校の教員と連携した体験型の授業を取り入れて積極的に相互理解を促してきました。今後は、特別支援学校と区立小・中学校の子どもたちが、一緒に学習発表会で舞台上に立ったり、体育館でゲーム

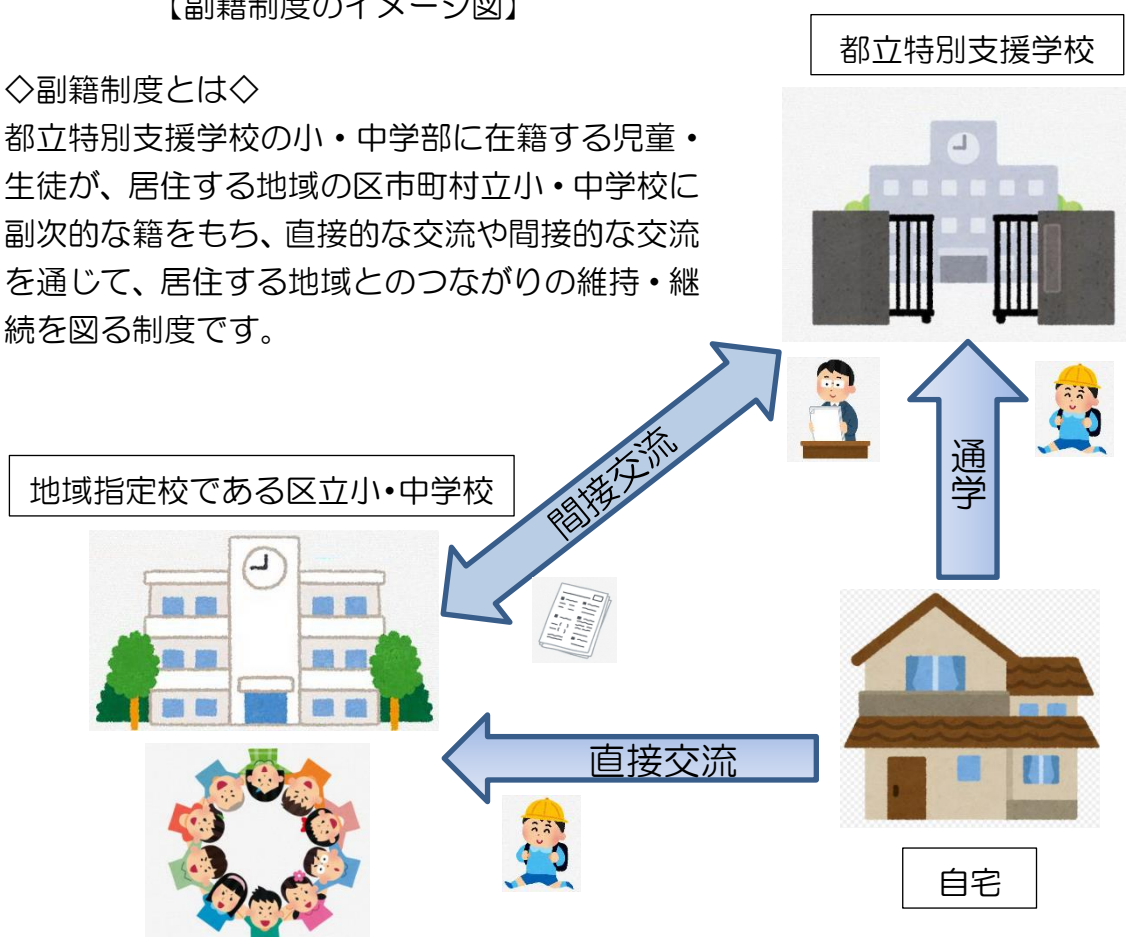
を中心とした授業に参加するなど、地域の一員として心のつながりを感じられるような交流活動の更なる充実を図っていきます。

- 特別支援教室の設置により、今後は校内で特別な支援を受ける場面が一般化していくことが予想されます。引き続き、児童・生徒や保護者に対して、各校の学校便りへの掲載や保護者会等での説明などを通じて、障害についての啓発を行っていきます。また、通常の学級と特別支援学級との交流、都立特別支援学校との副籍交流の一層の充実を図っていきます。
- 同様に、副籍交流や学校公開時に行われる特別支援学級の授業公開等様々な試みに関心を持っていただけるよう、教育委員会と学校で広く周知を行うことや、特別支援学校への就学を考えている保護者が、既に在籍している児童・生徒の保護者の話を聴く機会を設定するなどの努力を続けていきます。
- また、障害のあるスポーツ選手を呼ぶなど特別授業を開催し、障害についての理解向上を図ります。

### 【副籍制度のイメージ図】

#### ◇副籍制度とは◇

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。



#### IV 参考（特別支援教育にかかる国の動向、都の動向）

##### 【国の動向】

##### ○平成 17 年 4 月 「発達障害者支援法」施行

法律により発達障害の定義が行われ、発達障害者へ支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務が明らかになりました。

##### 発達障害者支援法

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

##### ○平成 19 年 4 月 「学校教育法」一部改正

それまでの特殊教育の対象であった障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、虚弱児、言語障害、情緒障害）に加えて知的な遅れのない発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等）も新たに対象に含まれることとなりました。

障害のある子どもの教育は特別支援学校や特別支援学級といった「特別の場」を越え、通常の学級に在籍する発達障害の子どもも含めて、特別な支援を必要とする子どもたちに対してすべての学校で実施する特別支援教育へと変遷しました。

##### ○平成 24 年 7 月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム（※）の構築のための特別支援教育の推進」（文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会報告）

（※）

（1）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。

・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

…文部科学省ホームページ『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 概要』より抜粋

## 【都の動向】

### ○平成 16 年 11 月 「東京都特別支援教育推進計画」策定

校内委員会の設置や特別支援コーディネーターの指名、特別支援学校のセンター的機能の活用、特別支援教室の導入方針などを明らかにしました。

### ○平成 28 年 2 月 「東京都発達障害教育推進計画」策定

小・中学校における特別支援教室の設置、指導内容の充実、特別支援学校のセンター的機能の活用など支援体制の充実を取組としています。

### ○平成 28 年 11 月 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」策定

小・中学校の知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究や、通常の学級における指導等の充実、区市町村の特別支援教育に対する支援の充実が取組項目となっています。